

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第8回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年3月10日（水） 15:00～16:12

於、11階会議室

第2 出席した委員（敬称略）

梶川 融、古賀 伸明、篠崎 悦子、篠塚 勝正、高橋 温、田尻 嗣夫、
三村 優美子、山上 紀美子、吉野 直行、米澤 康博、若杉 敬明（以上11名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

石崎 光夫、山下 彰一、渡辺 真知子（以上3名）

第4 出席した関係職員等

吉良 裕臣（郵政行政部長）、菊池 昌克（郵政行政部企画課長）、
瀬戸 隆一（郵便課調査官）、近藤 勝則（国際企画室長）、
田尻 信行（貯金保険課長）、神山 敬次（信書便事業課長）、
岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第5 議題

諮問事項

- （1）国際ボランティア貯金寄附金配分について
- （2）郵便約款の変更の認可（郵便事業株が発行するくじ付葉書による配達地域指定の取扱いの開始並びに郵便事業株が発行する郵便葉書の規格及び様式の変更等）
- （3）特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可

開 会

○田尻分科会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第8回会合を開催させていただきます。

本日は委員16名のうち11名がご出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定によりまして、一部非公開で開かせていただきます。したがって、傍聴しておられます方々には、恐れ入りますが、非公開とする議題が始まる前にご退室いただくこととなりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

まず初めに、本日は「国際ボランティア貯金」の案件の審議のため、専門委員の皆様にご出席いただいております。石崎専門委員様から順に、一言ずつごあいさつをいただければと存じます。よろしく。

○石崎専門委員 ありがとうございます。石崎です。

「国際ボランティア貯金」に係る財源も残り少なくなり、この案によりまして、使用可能な財資は1億8,000万円程度で、本事業もいよいよ最終段階に入ったわけです。一方、ご案内のとおり、ODAも財政難のため政府原案では対前年度比で7.9%減という緊縮財源の下で事業運営を余儀なくされております。このような状況下において、限られた資源を従来以上に有効活用を図らなければならないのではないかと気がいたします。

他方、国際ボランティア貯金制度それ自体は2年前に終了したわけですが、その趣旨を引き継ぐ形で「ゆうちょ・JICAボランティア基金」という新たな受け皿が設けられ、集められた資金はJICAによって運用され、我々がやってきたものと同じような趣旨の事業展開がなされつつあるわけです。仄聞するところによりまして、最初の半年間で約1万件の利子の寄附があり、その総額は40万円足らずという状況です。我々が携わってきた国際ボランティア預金の金額と比べますと、その規模は月とすっぽんといった感じがいたします。これも聞いた話ですが、JICAでは寄付金の使用に当たっては上限を非常につましく数十万円単位で、（多額の場合でも、例えば、一昨年に起きた中国の四川省の地震災害のときは、150万円を上限として）NGO等に対して提案書を募っております。何を言いたいかと申しますと、国際ボランティア貯金の残る財源はあとわずかですが、「単純に減らして、そこで終わり」というのではなく、限られた資源を大切にしながら、有効活用していきたいものだと思っております。

以上です。

○山下専門委員 私は、北九州にあります国際東アジア研究センターの所長を7年やりました。今年からその非常勤の顧問をしております。私どもはゆうちょはノータッチでありますけれども、今日の議題の国際ボランティア貯金について、今、石崎専門委員から多少お話がありましたが、私はもう一つ別の面でコメントさせていただきたいと思っております。

この国際ボランティア貯金というのは、全国の郵便局に子供さんたちが、あるいは親御さんと一緒に行くケースが多いかもしれませんが、最初に貯金を始める場であったわけで、しかもその利子が、今日すべて紹介はできませんけれど、いろいろな発展途上国でNGO活動をされる日本のグループに資金援助をしてきたということ。子供さんが最初に貯金をして、そして利子がついてこれがこう活用されるというのを子供さんなりにわかってきて、親御

さんにしても貯金を子供さんたちにするように仕向けていく場であったと思いますし、それから、その金利の何%か、わずかではあるかもしれませんが、積み上がると、先ほど石崎専門委員が言われましたように大金になり得るわけで、それをNGO活動に活用してきたという面でも、この制度は大変意義のあるものだったと思います。ゆうちょの民営化が進んで、こういう制度がなくなっていくことは非常に残念なことです。できれば将来そのような子供さん並びにNGO支援でやるとか、そういったことがまたできる仕組みを再度お考えいただければなおありがたいと思っております。

○渡辺専門委員 明海大学の渡辺と申します。もう何年も山下先生、石崎先生ともども、この事業に関する専門委員としていろいろ仕事をさせていただいております。二人のお話に若干つけ加えるとすれば、国際ボランティア貯金事業の総合的あるいは最終的評価の点です。それぞれ個別のNGO自身の事業の評価、あるいは報告はなされているかのですが、国際ボランティア貯金事業の終了に当たり、事業全体としての最終的な評価を行い、そこから何が経験として学べるかということを検討することをぜひお考えいただければと思います。この貴重な経験を今後に生かすためにも必要ではないかなと考えております。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと存じます。本日の案件は、諮問事項が3件ございます。

最初に、諮問第1031号「国際ボランティア貯金寄附金配分について」という議題でございますが、まず総務省から説明をお願いいたします。

○田尻貯金保険課長 総務省の貯金保険課長の田尻でございます。

資料の8-1にしたがいまして、ご説明させていただきたいと思っております。資料の8-1でございますが、何部かに分かれておりまして、資料の8-1-1、資料の8-1-2は別にクリップどめしてあると思っておりますが、これは分厚いので別にしておるところで、認可申請書がございます。それから、資料8-1-3というA3の横のペーパー、資料の8-1-4、「概要と審査結果について」という、主にこの8-1-3、8-1-4でご説明したいと思います。さらに資料の8-1-5ということで、参考資料をつけさせていただいております。

それから、綴じてある資料とは別に、皆さんのお机の上に「審議会終了後回収」ということで、非配分団体、非配分事業、新規申請団体に配分とする団体、この2つを書きました資料がございます。これも含めてご説明させていただきます。この「審議会終了後回収」となった資料につきましては、終了後に回収させていただきたいと思っております。

それでは、資料8-1-3、主に8-1-4でやろうと思っておりますが、ご説明させていただきます。資料の8-1-3は、これからご説明することを概要で書いてございますが、まず資料の8-1-4のページを開いていただきまして、皆さんご承知かと思っておりますけれども、国際ボランティア貯金の概要を書いてございます。これも今お話にございましたけれども、民営化前に通常郵便貯金の利子の一部を寄附していただきまして、これを海外で活動するNGOを通じて開発途上地域の住民の福祉の向上のために活用するというので、この図にある形で現在行っております。現在は、民営化前の郵便貯金の完了しております独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構というところが、この民営化前に集められた寄附金の配分の事務を行っております、ここが今回申請を出してきております。

次のページにまいりまして、国際ボランティア貯金の加入状況の推移でございます。民営

化前までの数字でございますが、最大で2,700万件ほどの加入状況がございました。

その次の3ページ目でございますが、大体総計で200億程度の寄附金が発生したところでございます。

次の4ページ目にまいりまして、「国際ボランティア貯金に係る配分団体等の決定方法」というところでございます。貯金の利子でその一部が寄附金という形になるわけでございますが、今申し上げたとおり、現在、この機構で管理をして、配分をやっております。これにつきましては、今年度は昨年7月から9月までの間に公募をいたしました。この前段階として、資料の8-1-5にありますけれどもこれは今日ご説明しませんが、配分申請の案内をホームページ上で公表いたしまして、NGOに示してあるわけでございますが、これを受けまして公募を昨年7月から9月の間に行ったわけでございます。10月から1月までの間、機構で審査をいたしました。この審査の過程におきましては、機構の中だけではなく、外部の有識者3名からなります配分審査会というものの、ここの委員の先生方、国際関係に詳しい先生方ですが、これらの先生方の意見を伺った上で、今年2月に認可申請が当省にあったところでございます。ここのところに網掛けでございますとおおり、ここで今日の審議会に諮問させていただくところでございます。もし、諮問の結果、よろしいということであれば、即認可をいたしまして、機構で配分という形になる仕組みになっているわけでございます。

次の5ページにつきましては、この配分におきまして対象となる団体、事業の要件が幾つか書いてございます。これにしたがって、対象団体、対象事業を決めていくわけでございます。例といたしましては、日本国内に事務所を置いて代表者が決められ、意思決定、活動の所在が明確である。それから、海外援助に事業を実施する営利目的としない民間の団体である等々の要件が団体についてはあります。

配分の対象となる事業の要件としては、ベーシックヒューマンニーズを充足させる事業であるということ。申請団体が主体となった事業であること。計画が明確になっていること。それから、お互いの顔の見える援助であること。幾つか飛びますが、継続して配分を受けている事業の場合、5回目以下であること、等々の要件が定められております。

こういったスキームになっておりますけれども、実際に今年度の配分につきましては、次の6ページ目以下に申請の概要が書いてございます。申請につきましては、まず機構のほうで前年度に配分した残りの寄附金が6億4,000万ほどございます。これに若干返還金とか運用利子を加えまして、今年度配分する原資としましては、7億3,000万ほどございます。この7億3,000万ほどを原資に、公募してきた団体の中から配分先を決めていくことになるわけでございますが、今回申請がございましたNGOにつきましては、全部で104団体。下のほうの表になりますけれども、事業数でいうと128団体。金額で言いますと、10億円ぐらいございました。今回、配分を機構で行った案でございますけれども、団体数で言いますと83団体、事業100事業、金額5億4,000万になっております。こういった配分を考えています。

具体的に配分の内訳は、その次の7ページになります。大まかに見たものでございますが、地域別の内訳になりますと、アジアを中心に29カ国でございまして、アジアが圧倒的に多いということで、金額の8割ほどを占めているわけでございます。以下、アフリカ、中南米、中近東、欧州の順番になっております。

事業内容別の内訳は左下でございますけれども、主に「住民一般を対象」に実施するものが一番多くございます。次いで、「子供のため」「農民の自立のため」「女性の自立のため」「災害被災民のため」「難民のため」という順番になっております。

分野別では「教育」が一番多くて、続きまして「生活改善一般」「医療・衛生」「農業指導等農村開発」等々となっております。

それでは、具体的にどういう団体に配分する案になったかというのは、今日は時間の関係でご説明できませんが、資料8-1-1とか、資料8-1-2に書いてございます。例えば、資料8-1-1の1ページ目を開ければ、特定非営利活動法人アプカスというところが、配分額として1,100万ほどの配分を受ける。具体的な援助事業もここに書いてあるとおりでございます。ここに書いてあるのが、実際に配分を受ける団体でございますが、実際に配分を受けられなかった団体につきましては、先ほど審議会終了後回収いたしました資料の中に書いてございまして、今、別にお配りした資料の中で言えば、例えば、「顔の見える援助ではない」だとか、「同一地域・同一分野で5回を超える申請」だとか、あるいは「ベーシックヒューマンニーズに該当しない」という理由で、機構の審査の結果、残念ながら今回の配分先には選ばれなかったということがこの資料に書かれてございます。

それから、今ご説明した資料の一番最後のページに、新規申請団体で配分する団体というのがございます。一般の団体につきましては、上限が2,000万円までとなっておりますが、新規の団体については200万円までとなっております。その団体、6団体の名称が書いてございます。具体的には、以上のような配分先になったわけでございます。

資料の8-1-4、先ほどのA4横の資料に戻っていただきまして、その9ページでございます。これも認可対象のものでございますけれども、配分団体が守られなければいけない事項ということで、「目的外使用してはならない」等々の事項が定められております。

以上が申請の概要でございます。この申請につきましては、10ページ以下にございますけれども、具体的に機構で審査基準を定めまして、その審査の結果こうなったというのを、今、ご説明しました。一番最後に配分団体が守らなければならない事項についてもご説明しましたが、これらにつきましては、具体的に例えば、審査基準なり配分団体が守られなければならない事項になりますと、国際ボランティア貯金の法律がございますので、その法律の第1条に、この事業の目的として具体的に民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助の充実にするためという目的が書いてございますが、これにかなっているものかどうかというのが審査対象になるわけでございます。これにつきましては、これにかなったものであるという審査基準である。配分先が守られなければいけない事項につきましても、この目的にかなったものであると認められると。また、配分先につきましても、今申し上げた審査基準に合致したものであると認められますので、この申請については認可することが適当で認められると考えられるわけでございますので、ここで諮問させていただきたいわけでございます。どうぞ審議のほど、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お受けしたいと存じます。どうぞご自由にご発言ください。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員 ご説明ありがとうございます。先ほど渡辺委員がおっしゃったのですけれど

も、これまででいろいろ配分されたときの評価というのは、どういうふうを考えていらっしゃるのか。最近ですと、政策の評価、コストベネフィットというのが大分言われていると思うのですが、ここでは住民の福祉さえ満たせばそれでいいのだという、そういうことなのか。それが第一番目です。

それから、このいろいろな配分の仕方を見ますと、多分、委員の方によってみんなウエートが違うと思うのですね。私であれば長期に考えるのだったら教育がいいだろうと思う方と、ある方々は医療がいいだろうと思う方々。地域だって、私はアジアにもっとやるべきだと思いますし、そういうときに、それぞれの委員の方がいろいろ言われて、その合意でこういう結果が挙げられたのか、国として私が考えるのであれば、日本に一番近いアジアにたくさんやって、アフリカはどちらかというところヨーロッパのほうが近い。中南米は北米に近いわけですから、そうするとアジア中心でやるべきだという意見もあるのではないかと思います、そういう判断についても教えていただけると。2点でございます。

○田尻貯金保険課長 一番目の評価でございますが、事業前の評価ということもございませうけれども、まず、具体的に金額として適正に使われたかどうかの審査を機構で行っておりまして、先ほどのお配りした資料ですと、資料8-1-5という資料がございませうが、その資料の3ページに「申請から事業完了までの流れ」というものがございませう。これにつきましては、左が公募から配分決定の通知まででございますが、右側が実際に資金交付から実際に事業を行いまして報告書を出す。その上で監査を受けてもし余剰があれば返還金などを行うという流れになっております。ですので、お金として適正に使われたかどうかということにつきましては、報告書の提出、監査等々を経てチェックをしているところでございませう。

事業の内容の評価につきましては、過去そういった機会もあったかと聞いておりますけれども、具体的にはこういった事業をやった団体の幾つかを選びまして、ある程度毎年毎年報告会をやっているところでございませう。これ、すべてではございませぬので、あくまでも報告会にとどまるわけでございませうけれども、最終的にこの事業につきましても、寄附金の残高が少なくなってきたこともあり、実際に相対としてこのボランティア貯金の事業がどうだったかという評価については、また別途検討する必要があるかなと考えているところでございませう。

それから、配分先の分野につきましては、いろいろご意見があるかと思っておりますけれども、基本的には公募を受けつけて、その公募を受けつけた中で、先ほど申し上げたような配分先の要件だとか、あるいは配分事業の要件にかなっているかどうか。あるいは、具体的に事業の中身がほんとうに必要かどうかというのを、機構で精査をいたしまして選んでいるところでございませうので、ある意味、そういったものにならば、配分額、寄附金が残っていれば配分しているということで、あまり配分先について重点先、例えばアジアを重視とまではやっていたと考えられるところでございませう。

以上でございます。

○田尻分科会長 よろしゅうございますでしょうか。

はい、どうぞ、篠崎委員。お願いします。

○篠崎委員 流れを今、一通りご説明いただいたのですが、その評価のところに関連いたしまして、例えば配分が決まって事業が推進していったら、中間、あるいは最終的に監査が入るような、中間監査のときあたりで、「これはどうしてもできない」と頓挫してしまっ

たケースがこれまでであるのでしょうか。

それから、もう一つ。この監査人という監査される方はどういう方がなさるのか。この2点をお伺いしたいと思います。

○田尻貯金保険課長 実際にはその頓挫した例があるようでございますが、今、手元に具体的な例がございませんので、もし時間中に間に合えばまた後でご回答したいと思います。

それから、監査につきましては、監査法人に委託してやってあるところでございます。以上でございます。

○田尻分科会長 はい、石崎委員、どうぞ。

○石崎専門委員 したがって、今、評価の話が出てきましたけれども、正確に申しますと、実態的には“行政評価”あるいは“行政監察的”な色彩が濃かったように思われます。本日出席している委員も含め8人前後の仲間が長きにわたりこのプロジェクトと係ってたせて参りましたが、何れのプロジェクトも某かの「目的」があって実施されてきたわけで、終了時に所期の目的がどれだけ達成されたか見極める（その方法はともかくとして）ことが極めて大切だと思います。

これを最後にやらないと、この仕事に携わった者として後ろめたさを感じざるを得ません。しかし、評価といっても、そう細かいものを求めているわけではなく、また、それは現実的ではありません。NGOに対して提案時点で「活動」、「成果」、「プロジェクト目標」、「上位目標」などの詳細設定を必ずしも求めていないからです。従って、大局的な評価ができればよろしいかと思われます。勿論サンプリング調査で充分だと思います。

それともう一つ。今回は一事業「2,000万円が上限」になっておりますが、他方新規案件については200万円が頭打ちとなっております。残すところ財源は1億8,000万円～2億円足らず。この残った貴重な浄財を大事に使いたいと思います。その意味で本当に意欲があって支援するだけの価値のあるプロジェクトを対象に、上限枠をもっと下げても良いから、支援していくべきではないかと思えます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ほかに何かご意見……はい、篠塚委員。

○篠塚委員 意見ではなくて、質問でございます。先ほどのご説明の資料の13ページ、「平成22年4月1日以降の取扱い」というところがございます。先ほど金額の残りが少ない等々のお話でしたが、この預金のターミネーションというのは、何をもって終わりになるのでしょうか。

○田尻貯金保険課長 これは法律上のたてつけによります。基本的にはこの残額がゼロになるまで配分する形にはなっております。ただ、実際に非常にわずかな額だけ残った場合、どうするかというところまでは、それは実際のところまだ決まっていないですが、一応制度上は寄附金の額がなくなるまでということになっております。

○篠塚委員 そうですか。ありがとうございます。

○田尻分科会長 ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

特にご意見がないようでしたら、諮問第1031号につきましては、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにいたしてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それではそのように答申することといたします。

これをもちまして、国際ボランティア貯金の議題が終了いたしました。本日は専門委員の皆様、遠路お忙しい中お越しいただきまして、大変ありがとうございました。

(専門委員退席)

○田尻分科会長 それでは次に、諮問第1032号「郵便約款の変更の認可（郵便事業㈱が発行するくじ付葉書による配達地域指定の取扱いの開始並びに郵便事業㈱発行する郵便葉書の規格及び様式の変更等）」につきましての議題でございます。

総務省からご説明お願いいたします。

○菊池企画課長 それでは、資料8-2に基づきまして説明を申し上げたいと思います。諮問書、あとは申請書がついておりますけれども、一番後ろに横長の資料がついておりますので、そちらで説明を申し上げたいと思います。

今回は3件ございまして、まず第1点目でございますけれども、「くじ付葉書による配達地域指定の取扱いの開始」ということで、これはかもめ〜を想定した新しいサービスでございます。読ませていただきますけれども、「郵便事業㈱が発行するくじ付はがき（年賀葉書を除く）」と書いておりますけれども、年賀葉書は同じようなサービスが平成19年から開始されておりますので、今回はかもめ〜を対象にしたサービスでございます。郵便事業会社が指定する期間、これはかもめ〜の発売開始日からくじ抽選日の前日、6月1日から8月31日までの期間でございますが、その期間内に引き受けた場合に、配達地域指定の特殊取扱いを行う、「特定期間引受配達地域指定郵便」を申請すると。この配達指定地域でございますけれども、下に※印で明朝体で書いてございますが、「同一差出人から町丁名の地域単位の全戸に配達するために、あて名を省略して差し出される郵便物」という点になってございまして、要は何々地域にお住まいの皆様というあて名で全戸配付するという内容になってございます。開始を今予定しておりますのは、本年の6月1日。これはかもめ〜の発売日でございますけれども、そこからこの新しいサービスを行いたいという内容になっております。役所的にはこのいらぬメールが届くということで、迷惑メールの対策はどういうふうに打つ予定なのかということを知ったわけでございますけれども、年賀でも19年からやっておりますが、今、くじがついておりますので、今までそういう苦情というものはないと郵便会社は認識しております。ただ、どんどんこういうものが増えてきますと、いろいろな反応が出てくることも予想されますので、その反応を見ながら必要であれば対策を講じていきたいという回答をもらっております。それが第1点目でございます。

第2点目、2ページ目でございます。郵便葉書の規格及び様式の変更ということで、これは2つございます。一番目でございますが、これは横長葉書を発行できるようにしたいという内容でございます。現在の郵便約款では、縦14.8センチメートル、横10.0センチメートルと、縦・横という表記になっておりますので、縦長の葉書しか発行できないということでございます。ただ、利用者のニーズに対応していきたいということで、横長の葉書も発行できる形で約款を変更したい。具体的には、長辺、短辺という形を変えたいということでございます。この施策でございますけれども、当面は法人向け、くじ付という限定をつけまして、その需要の動向を見て、個人の需要がまだ把握できていないという状況ではございますので、個人は当面对象にはしない。ただ、その反応を見まして、個人の需要がありそうだとということになりましたら、個人まで拡大していきたい。段階的に需要というか発行計画をつくりたいということを知っております。実施予定日は本年6月1日でございますけれども

も、それが第2点目でございます。

続きまして、3点目でございますけれども、これは往復葉書の返信部に記載できる事項の制限の撤廃。返信部に記載できる事項につきましては、約款で返信に必要な事項ということで限定的に制限をされております。ただ、次の3ページ目をごらんいただきたいのですが、マトリックス表で現行と改正後ということで書いてございますけれども、今の制限で返信に必要な事項ということで、例でここに何点か書いてございます。これの具体的な運用は、郵便会社の業務マニュアルで定めておりますので、支店ごとにいろいろな運用がされているということで、要は支店ごとにばらつきがあるということが正直なところでございます。ですので、利用者の方々からもこの制限については少し撤廃してくれという声が非常に多いことを反映しまして、今回制限を撤廃するというものでございます。そのほか、添付できるものということでここに書いておりますが、はがせないもの。例えば、あて名の記載したシールとか、あとは間違ったときの訂正シール。これは従来どおり返信の部分に添付できる。添付できないもの、いわゆる圧着葉書につきましては、従来どおり圧着葉書はだめという運用をしたいという内容になってございます。実施予定は今年の5月1日を予定してございます。

これらにつきまして、ローマ数字の3で、審査結果でございますけれども、規則・法に基づいた点につきましてはクリアしておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お受けいたします。どうぞ。高橋委員、お願いします。

○高橋委員 高橋でございます。この議事については直接の賛否ではないのですが、たまたまこの約款の変更の認可ということが出てきましたので、私、当審議会の会長をやっているので立場が難しいので、コメントぐらいにお聞きいただければよろしいのですが、今、審議会の審議基準ですけれども、特に明示的には言っておりませんが、現行の民営化法の枠組みの前提に審議を行ってきたと。どういうことかと言いますと、例えば信書便事業で言えば、いずれは民間事業者に開放するという観点から、信書便を郵便法あるいは日本郵政のさまざまな事項についても判断、この審議会は執行の認可等の執行ですけれども、したがって、例えば、郵便約款の変更認可については民営化法を前提としますので、営利企業としての郵便事業会社の努力を最大限認める必要があると考えて、各委員もそういう観点で臨んでおられたと思うのです。これは政治のほうで動きが全く変わってまいりまして、今はまだ国会で法律は出ておりませんが、伝えられるところでは従来の民営化法は完全に見直して、むしろ逆転して国の関与を強める方向に報道等では報じられておりますし、おそらくそういう法案が国会で出るのではなかろうかと思うのです。そうしますと、今、だれに質問でもないのですが、この審議会の審議態度というか、変わってくるんじゃないか。視点を変える必要があるのではないかと考えておまして、それでもし何か皆さん、あるいは当局にご意見があったら聞かせていただきたいと思うのです。国の関与が強化されることになると、努力はよろしいのですが、先ほど国際ボランティア貯金が廃止されて残念だというお話もありましたけれども、あれは実は民間会社にああいうことを義務づけるのはいかなものかという観点で、そういう経緯もあってああいうことをやめているんですが、逆に国営企業ということであれば、場合によってはああいうことも義務づけることも考えられる。あるいは、約款の変更についても、民業圧迫にはなっていないかとか、従来はいずれ

民間会社になっていたものですから、民業圧迫ということはあまり考えていなかったということに。こういったような、あるいは何か努力義務ですね。先ほどの国際ボランティア貯金ではございませんけれども、そういったものの努力義務も逆に義務づけも必要だということもあり得るのではないかと。政治的にああいうふうに変転しておりますので、この審議会の審議基準も変わってくるのではなからうか。従来の考えでありますと、今のご提案の議題のくじ付葉書もいずれ民間会社がやることだから法律に違反しなきゃどんどんやったらどうかというのが従来の審議会の考え方でもあったと思うのですが、この辺が、視点が今までどおりでいいのかどうかということ疑問には思っております。ただ、このくじ付葉書による配達指定は認可しても構わないという意見ではありますけれども、一般論として今後約款の変更・申請については、審査の視点が変わってくるのではなからうかと私は意見として思っているわけです。あるいは、今後……今までは大体民間事業者が参入することを前提に、それを規律する法律ということで法律自体もそういう立て方になっているのですけれども、例えば、一般信書便事業を考えますと、おそらくそういう意欲を持つ事業者があらわれることは想定しない法律ではなからうかと考えられるわけでありまして。そうしますと、事実上、あるいは法的にも、枠組みとしては国の独占事業と。特にこの郵便事業についてはそういうことになりますので、逆に郵便事業の外辺にあります運輸業者ですね、例えば。メール便、宅配便事業についても何かしら……先ほどくじ付……配達指定の取扱いについて、迷惑じゃなからうかという事務局の説明がございましたけれども、迷惑を超えてあるいは民業圧迫かもしれない。チラシ業者等ですね。例えば、新聞販売店の主たる収入はチラシを配るということになっているわけですね。このくじ付ぐらいにとどまっている間はよろしいのですが、一般的に認めるといえば、従来であれば民間事業者の参入を前提にしていたので、郵便事業についても。それははっきりどちらかといえば、経営努力を称揚するという観点でずっと審議してきたわけですが、ここも独占事業体としての規律というか、そういったものも必要になるということもある。ただ、今のところ国会の動向がわかりませんので断定的なことは言えないので、とりあえず感想、今後のあり方としての感想を申し述べさせていただきます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。今の件、行政当局はお答えにくい部分もあるかと思いますが、もし可能なら何かコメントいただけますか。

○菊池企画課長 報道等でもご承知かと思いますが、昨年の10月末から内閣官房に郵政改革推進室というものができまして、当省と協力、連携しながら、今、いろいろと法案づくりなり、また問題点の洗い出しなりを行っている最中でございます。大きな問題になると思われますのは、一つは金融ユニバをどういうふうに加工作っていくのかということの制度的担保を、どう図っていくのか。

もう一つは、今ばらばらになっておりますが、三事業をどうやって一体的に、将来にわたって安定的にサービス提供を行っていくのか。それらを踏まえまして、今度の新しい会社の責務をどういうふうの規定していくのかということが、一つ問題になっていることとございます。それに絡みまして、今、高橋委員からも言われました、そういう責務のもとで行政の関与のあり方を今後どういうふうに変えていくのか、変えないのかという検討がなされております。ただ、まだ具体的な法案もできていませんし、具体的な許認可事項なりもまだできていない状況でございますので、それらを確定した後、付随的に審査基準が変わってまいり

ますので、そうしましたら審議会の審議の視点も必要があれば見直していくのかなと思っております。ただ、まだ現段階で法案自体がかたまってございませんので、もし必要になりましたらまた中で検討いたしましてご相談させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。今、大変大切なことをご提起いただいたと存じますが、篠塚委員、何かございせんか。

○篠塚委員 特にございせんけれども、ユニバーサルサービスは何なのかというのが基本的に大事なことはないかなと思っております。利用者の利便性、メリット、不自由さがない形でいろいろな検討が進んでいるのだと思います。みんながハッピーなことではないとは思いますが、ぜひ利用者の立場に立った観点をご検討の中で当然なされていると思いますが、よろしくお願ひしたいというのがコメントでございます。申しわけございません。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

はい、吉野委員、どうぞ。

○吉野委員 先がよくわかっていない状況だと思うのですが、収支相償でなくてはいけないということも取っ払って、赤字でもいいという、そういう国の関与であるのか、それとも最低限収支相償は保つような機関であってほしいという、そういうところも全く決まっていけないということでもよろしいのでしょうか。そうしますと、どういうスタンスで今後この審議会をやっていったらいいか。例えば、今回のくじ付葉書ですけれども、そういうものの収益源を確保して、収支相償までなるべく持っていこうというのが一つと、もう一つは、先ほどの民業圧迫であるからこれはもうやめて、赤字でもいいのだという考え方もあると思っております。そうしますとそこがわからないとなかなか判断できないような気がいたしまして。田尻先生に申しわけないのですが。

○田尻分科会長 おっしゃるとおりだと思いますね。これやはり今年の郵政改革法の骨子だけではよく読み取れないわけでございまして、今後その方向がはっきり出た段階で私どもとまたご相談の機会を持つことになろうかと存じます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、特にご意見がないようでございましたら、諮問第1032号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにいたしてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することにいたします。

次の議題に移らせていただきますが、次の議題は、私企業の秘密に関する部分も含まれておりますため、議事規則第9条第1項ただし書の規定によりまして、非公開とさせていただきます。

おそれいりますが、傍聴者の方々おられましたら、本会議室からご退室をお願いしたいと存じます。

(傍聴者退室)

○田尻分科会長 それでは、諮問第1033号から1035号「特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○神山信書便事業課長 信書便事業課長の神山と申します。よろしくお願い致します。座って失礼させていただきます。

資料の8-3、8-4、8-5と、それぞれ諮問書がついておるわけですが、資料8-3を1、2枚めくっていただきますと、横長の資料がございます。こちらに基づきましてご説明させていただきたいと思っております。8-4、8-5はそれぞれ約款、管理規程の資料でございますが、これらは事業者がひな形に基づいて作ってきておりますので、そちらの説明は省略させていただいて、8-3の3枚目の横、別紙1という資料で説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、8-3ですと3枚目の裏からです。申請の概要でございます。今回、事業の許可について、新たに12者から申請がきております。加えて、後で出てきますが、事業計画の変更ということで2件出てきております。新たな12者につきまして簡単に一覧表にしてあります。北のほうから並んでおりまして、名前だけ読ませていただきます。通し番号1番としまして、株式会社日本カーゴエクスプレス、主に貨物運送業を営んでいます。ちなみに1番から12番まですべて主な事業は貨物運送業でございます。赤帽は事業協同組合となっておりますが、基本的には貨物運送業でございます。提供サービスとしては1号、2号、3号役務の3種類がございます。詳しくは説明しませんが、日本カーゴエクスプレスにつきましては、1号役務の重くて大きいものと3号役務の1,000円超のものを提供したいということでございます。主に3号役務について既存顧客である■■■■等からの貨物だけではなくて信書も扱ってくれという要望に基づいて今回許可を得たいということでございます。

2番、有限会社誠和梱包、貨物運送業。板橋の会社ですが、こちらは1号役務で■■■■の定期巡回便の入札を見込んで許可を得たいということでございます。

3、丸新運輸株式会社、貨物運送業、1号役務。これは■■■■の定期巡回便の入札を見込んでいるということです。

4、美敏エクスプレス。これは個人事業主の方で、貨物運送業、■■■■関係の下請けの方と聞いておりますが、こちらは1、2、3号役務共に取得したい、既存のお客様のニーズにこたえ、岐阜市を中心に提供したいということです。

5、ウェルポート株式会社、貨物運送業。1号役務と3号役務の申請です。浜松の■■■■関係のお客様のニーズに合わせて許可を得たいということです。

6、大伸急行有限会社、貨物運送業。こちらは1号役務と3号役務ですが、1号役務は主に■■■■の定期巡回便を狙いたいということです。

次のページでございますが、7番、大阪西運送株式会社、貨物運送業、1号役務で、こちらは区役所とかではなくて、■■■■グループ関係の定期巡回便を狙いたいということでございます。

8番、株式会社くみあいサービス、貨物運送業、1号役務です。こちらは■■■■の定期巡回便関係ということでございます。

通し番号の9、10、11は、四国の赤帽。高知を除きまして、愛媛、徳島、香川、それ

ぞれ出資金がそこに書いてあるとおりでございまして、1号、3号役務を既存のお客様のニーズにこたえて、許可を得たいということです。

最後、12番。合資会社琉球通運航空。貨物運送業で、1号と3号で既存のお客様、■■■■と■■■■とが■■■■の沖縄支社のお客様のニーズに合わせて許可を得たいということでございます。

いずれも4月1日から事業開始をしたいということです。

1ページめくっていただきまして、先ほどから12件、新規申請者ですが、2件、事業計画の変更ということで、株式会社ティーサーブと田口軽運送、資料に記載してある役務は変更後のものです。2号役務、3時間以内送達というのを両者ともやってみたいということで、変更申請があります。

それから下のほうに参考で書かせていただいておりますが、上記申請者以外に名鉄ゴールデン航空株式会社から、役務を追加するわけではないのですが、信書便の取扱重量の変更、法令の範囲内でしたいということで申請があります。これについては、詳しい説明は省略させていただきます。

次の4ページですが、引受け及び配達の方法がそれぞれ申請の中で明確に定められているかということについてでございますが、資料の左の方でございますが、今回は引受けの方法で電報類似サービスのような引受けの方法はございません。資料の真ん中、右の方でございますが、引受けの方法は巡回先、定期集配先での引受け、あるいは利用者の指定場所又は営業所での引受けということで引受けを明らかにされております。配達の方法も差出人の指図により対面交付等々で配達することが明記されております。

4ページ、5ページ、6ページです。委員限りの資料ということで、信書便の取扱見込みあるいは配送体制はどうなっているのかということです。例えば、日本カーゴエクスプレスであれば、お客様のニーズ、アンケートのようなものをもって、月■■■■通ぐらいで、貨物の配送員、配送車両と■■■■でやっていきたいということでもあります。

2番の誠和梱包であれば、巡回■■■コースとございますが、これは■■■■とお話しましたが、毎日同じコースで回るわけではなくて、数日間で一巡するような形らしいのですが、1日当たり■■■コース、数日間で一巡ということで考えており、■■■人の方が回っていくことを考えているようでございます。以下、定期巡回便は巡回何々コース、お客様のニーズに合わせましたのは、利用見込通数という形で書かせていただいておりますので、この辺の説明は省略させていただきます。

1枚めくっていただきまして、7ページです。申請者の7番の大阪西運送。これ先ほど言いました、■■■■グループの本社支社の定期巡回関係ですが、大阪市内は巡回で■■■コースを取り扱いたいと。あと定期集配■■■■コースというのは、本社から全国の支社とか支部に信書を運んでいくというコースとして■■■■コースを考えているということで、大きな取扱見込みになっております。

次の8ページですが、2号役務、3時間以内で運ぶものにつきましては、きちんと3時間以内で運べるかということ審査してございまして、新規業者としては美敏エクスプレスが、岐阜市と各務原市、羽島郡を提供区域として考えており、これを3時間以内配達サービスでやりたいと申請してきております。最長時間経路は47キロ。軽四輪で引受時間と配達時間を含めても3時間、180分以内でできるということを確認してございます。

ティーサーブは東京23区を提供区域として考えており、32キロの江戸川から練馬のルートを最長時間経路として設定してございます。こちらを二輪自動車を実測を行い、審査した結果3時間以内でできることを確認してございます。道路交通法令は遵守しますということでございます。

1枚めくっていただきまして、ちゃんと事業収支は取れるのかということも9ページ、10ページに記載してございます。1番の日本カーゴエクスプレスでいえば、初年度は■■■■円。12月締めでございますので、4月からやりたいということで、9カ月分が初年度の欄に出ております。翌年度は丸々1年ということですので、■■■■円とちょっと多目になっております。それぞれ収入、あるいは支出の配賦方法を決められまして、明確にされまして申請してきています。

個別の説明は省略させていただきますが、例えば一番収入見込額が大きいのが10ページの7番、先ほど言いました大阪西運送が■■■■グループの定期巡回便ということで、信書便の事業収入は■■■■円程度になると考えていらっしゃるようでございます。

1枚めくっていただきまして11ページ、当初の資金繰りは大丈夫なのかという基準でございまして、純資産の額に対しまして、事業開始当初に開始に要する資金、車両であれば取得する場合には取得価格、事務所を借りる場合であれば賃借料の1年分、人件費については当初の2カ月分等々を積算しても、自己資金で調達できるということを各事業者について確認してございまして、特に問題はないかと考えております。1点だけ、11番の赤帽香川ですが、純資産の額が■■■■円になっておりますが、何ページか前に出資金が■■■■円ほどございましたと申しました。■■■■自己資金で工面できますということでございますので、私どもとしては、許可をしたいと考えております。

1枚めくっていきますと14ページで、今回の12者をお認めいただきまして、参入事業者は317者になります。それぞれどんな業者かというのは、14ページの下の方に出ておまして、今回の貨物運送業がメインの12者でございます。それを足しまして、全部で317者という内訳になっております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

1点だけ、すみません。前回のときにソフトバンクグループの電報類似サービスの関係のときに分科会長から電報は商標登録してあるのかというお話があったと思うのですが、当省関係課に確認したところ、電報ということでは商標登録はしていないということでございます。以上でございます。

○田尻分科会長 大変ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問、ご意見ございましたら、お受けしたいと存じます。どうぞ。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員 この出てきました数字というのは、すべて参入したいという業者の方が入っていたのか、それとももう少しあったけれど書類が不備で何件か落ちたか、そういうことはなかったんですか。すべてと考えていいんでしょうか。それから、個人事業者のところは、資本金は括弧して個人事業者と書いてあって、別に資本金はなくてもいいということなんですか。

○神山信書便事業課長 まず1点目につきましては、すべてでございます。

2点目につきましては、個人事業主は資本金がございませんので、個人事業主という旨を書かせていただいたということでございます。ちなみにこれまでも、個人事業主は数者ございまして、先ほどの14ページの下ですが、317者のうち、今回1者ございますけれども、これまでも11者、合わせまして12者が許可を受けているということでございます。

○田尻分科会長 ほかに何かございますか。

米澤委員、どうぞ。

○米澤委員 この件は、私はこれでよろしいかと思っておりますけれども、1点だけお教えいただきたいのは、前に許可を受けて参入されて倒産ないしは事業が苦しくなって、要するにやめるという件数があったのかどうか。どのくらいあったのか。それから、そのときはうまくお客様に迷惑がかからない格好で処理できたのか。わかる範囲でお答えいただければ……。何しろ相当小さいところも入っていらっしゃるわけですから。

○神山信書便事業課長 件数としては、やめられた方が17者ございます。やめた理由としましては、本業の貨物運送業のほうで立ち行かなくなったということが多いようでございます。あるいは、社長さんが亡くなってしまったとか、飲食業を本業にしている本業のほうに専念したいとかですね、そういった方もあるようでございますが、廃止届は提出されてございます。いずれにしても、お客様にご迷惑をかけたというようなことは聞いておりません。その点は心配ないかと思っています。以上です。

○田尻分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

はい、三村委員、どうぞ。

○三村委員 この案件について、基本的には私、結構だと思っておりますが、別の件で若干ご質問したいと思いましたが、だんだんかなりいろいろなところの地域で業者がそろってきているという感じは受けております。今後さらにこのような参入したい業者がもっと増えるのかどうかということ判断する上の一つのある意味での論点、質問なんですけれども、全体として東北がすごく少ないんですね。宮城県は1つしかない。あれだけ物流に熱心な基本的エリアで、あまりこういうのがないというのは、外部化するとか外注化するという動きがこのエリアではないからこういう状況なのか、印象としては不思議だなと思えました。何か事務局でお感じのことがありましたら……気がついていらっしゃるか、気がついていらっしゃらなければそれはそれで結構なんですけれども。

○神山信書便事業課長 信書便事業自体の件数は全国的には着実に伸びてございますが、知名度が少し低いというのがあるのかなと思います。あと、例えば、巡回便等を行う予定の地方の公共団体等に説明にいきますと、公共団体としてもコンプライアンス意識が高まってきており、郵便会社だけでなく、信書便事業者の利用も検討してみたいと伺うのですが、地方で信書便事業者がまだ伸びてきていないところもございます。両方そろわないとなかなかできていけないということがあると思います。ただ、地方公共団体そのものにアンケートをとったところ、人口10万以上の地方公共団体が100団体、200団体ぐらい信書便はまだ利用していないけれど検討したいというところがございますので、今後、もう少し増えてくる余地はあるのかなと思っております。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

ないようでしたら、この諮問第1033号から1035号につきましては、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにいたしてよろしゅうござい

ますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

以上で、本日予定されておりました議題は終了させていただきましたが、委員の皆様からせっかくの機会でございますので、何かご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと存じますが、よろしゅうございますか。

それでは、事務局、何か連絡ございましたら……。

○田尻貯金保険課長 先ほど篠崎委員からご質問いただいた、国際ボランティア貯金で今まで頓挫したものはないかというお話だったんですが、今までを通じてどれぐらいあったかというのはわかりませんが、平成20年度の例でいきますと2件あったようでございまして、1件は団体の国際ボランティア貯金の資金以外の資金が調達できなくなったことによって、事業を続けることができなくなって頓挫したという例が一つあるそうです。

もう一つは、現地で建築物をつくる、障害者用のロッジをつくるのが事業の一つとしてあったようですが、その建築物をつくるという許可が下りないで、結局事業の見込みが立たなくなってしまったということで頓挫してしまった。こういう2件があったそうでございます。以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。事務局から、どうぞ。

○神山信書便事業課長 すみません、もう一点だけ。審議とは関係ないですが、一番下のところに1枚、「特定信書便マークの制定」という資料が入っておりまして、ご報告と言いますか、先ほど委員のご発言にもかかわるのですが、知名度を高めるために特定信書便のマークを作ってくれと事業者から要望がございました。事業者に対しマークのデザイン案について応募をしましたところ、50件強ぐらいの応募がありまして、その中から私どもで選ばせていただきまして、3月5日に商標登録の出願をさせていただきました。下のほうにあります、青い鳥が信書を運んでいるマークでございます。ご報告させていただきます。

○篠崎委員 それは決まりなんですね。

○神山信書便事業課長 はい。決めさせていただきました。

○田尻分科会長 篠崎委員、何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに事務局……はい、どうぞ。

○岡田課長補佐 事務局から一点お願いでございます。先ほど国際ボランティア貯金寄附金配分の案件で、貯金保険課長、ご案内をさせていただいたところでございますけれども、お配りしております左肩に「審議会終了後回収」とあります資料でございますが、この後に回収をさせていただきますので、お持ち帰りにならずそのまま机に置いていただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして本日の会合は終わらせていただきます。

次回の日程でございますが、確定になり次第、事務局からご連絡を差し上げたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、この後記者クラブで私からブリーフィングをいつものとおりさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会